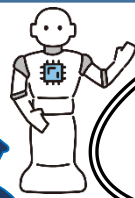


まちづくり メールニュース



Vol. 294

(R05.09.08)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口



まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで **※配信希望も随時受け付けております。**

今号の記事

…各記事のタイトルをクリックすると、記事掲載ページへジャンプします

- <focus>Project PLATEAUについて紹介します！
- 建築物バリアフリー化推進のための補助制度の紹介
- カムイチェフ-受け継がれたサケ漁-
- 考古学と歴史学からみるアイヌ史展— 19世紀までの軌跡 —

- 【施策紹介】
- 【施策紹介】
- 【その他(お知らせ等)】
- 【その他(お知らせ等)】

開発局HPにアンケートフォームを作成しました！是非、皆様の感想を是非お聞かせください。
まちづくりメールニュースアンケート

<focus>Project PLATEAUについて紹介します！

そもそもProject PLATEAUとは・・・

○Project PLATEAU (プラトー) は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのDXを進めるため、**3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト**です。

○国の取り組みとして**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方公共団体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**します！

3D都市モデルとは

○国土交通省都市局の標準に則って作成された、建築物、道路、土木構造物等の**現実の都市に存在する様々なオブジェクトの三次元形状と意味情報をパッケージとして記述した地理空間データ**です。

○これまでの三次元データとは異なり、①建築物の用途や建築年といった**意味情報を保持可能**、②**データ連携やソフトウェア連携が円滑**、③地方公共団体の**保有データから効率的に整備可能**、④地域の課題に応じて**保持情報をカスタマイズ可能**。

①3D都市モデルの整備

●3D都市モデルの基本的なデータソースは①都市計画基本図、②都市計画基礎調査、③公共測量成果の「3点セット」。

●いずれも3D都市モデルの有無に関わらず、地方公共団体が定期的に収集・作成しているデータから整備することが可能(追加のデータ取得費用は不要)。

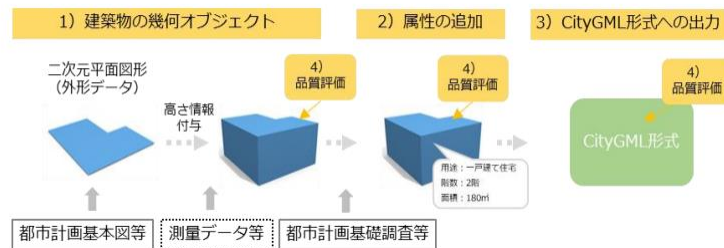
②3D都市モデルの活用

●3D都市モデルの「形状」の情報や用途、地区年数、行政計画などの「意味」の情報を活用することで、様々な分野でのシミュレーション、分析に活用可能。
●特定のソフトウェアに依存しない、国際標準かつオープンな規格によって記述されたデータであるため、GIS(地理空間情報システム)やゲームエンジン、CG、CAD、BIMソフトなど、多様な分野のソフトウェアで利用可能。

③3D都市モデルのオープンデータ化

●3D都市モデルは多様かつ豊富な情報量を持つデータであるため、民間や大学など様々な主体が利用可能な形で公開することで、多様な領域におけるオープンイノベーションの創出が期待される。

●そのためProject PLATEAUでは、二次利用・商用利用可能な形でオープンデータ化することを基本としている。その際、オープンデータ化に支障のある情報項目等については除いた形でオープン化することも可能。



↑①3Dモデル整備の流れ



↑②3Dモデル活用例

- ◆浸水シミュレーション
- ◆浸水災害リスク情報の可視化
- ◆住民説明用の動画作成
⇒防災施策への反映

3D都市モデルの整備・活用に係る補助対象を紹介！ (都市空間情報デジタル基盤構築支援事業)

補助対象

○補助対象事業

- (1) 3D都市モデルの整備に関する事業
- (2) 3D都市モデルの活用に関する事業
- (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

○補助対象団体

都道府県、市区町村等の地方公共団体

補助要件

◆通常タイプ

補助率：1/2

補助要件：●ユースケースがあること

注) 原則、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこととしている。

●国が定める標準仕様書及び標準作業手順に基づく国際標準規格であるCityGML形式データで作成すること。

●整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること。

●整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること。

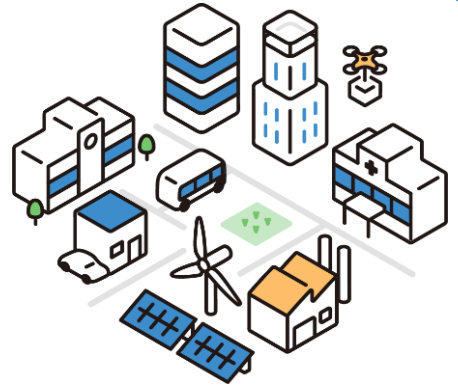
◆早期実装タイプ (令和5年度創設)

補助率：10/10 (上限1,000万円までの定額補助)

補助要件：●通常タイプの要件を満たすこと。

●事業計画の初年度の事業に限る。(以降は通常タイプでの採択となる)

●早期に課題解決や新たな価値創造が図られること (当該年度において3D都市モデルの活用を達成すること)



ここで!

道内の活用事例を**実際の聞き取り**をもとに紹介します!



①室蘭市～3Dデータを活用した行政事務の効率化～

ユースケース取組内容: 地形及び建物を3次元で可視化。開発行為や宅地造成工事の申請業務で、申請の可否等を、本件で作成する3Dアプリから3次元で視覚的かつ総合的に判断し、申請及び審査における業務の効率化を図る。

Q. 取組の経緯を教えてください

A. 3年に1度固定資産税の算定の見直しのため航空写真の撮影を実施しており、航空写真の撮影に合わせて都市計画現況図の見直しを実施することに加えて開発許可申請の事務処理にも活用できると判断し事業実施に至りました。

Q. 今後期待される活用は?

A. 3D都市モデルを活用した防災教育の教材としての活用を期待しています。

政策・事業での活用: 市内のGISワーキンググループにおいてGISや防災・まちづくりの観点から検討に活用し、市内大学等での3D都市モデルに関する講演を検討。

KPI(目標達成のための具体的な行動指標): 宅地造成工事等に関する申請業務について事前協議から申請まで3Dデータモデルを活用した作業効率向上

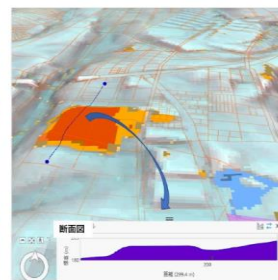
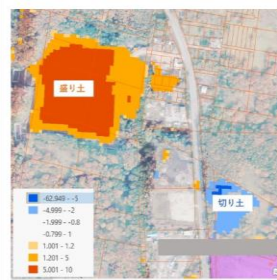
目標設定: 作業時間2割削減(R4年度)

達成状況: 2割削減達成※

※机上検討、ヒアリング等から申請協議で活用した場合の削減時間を試算

事業費計: 1,481万円

■ ユースケース開発成果イメージ図



地形データの差分の分析・可視化
地形データ (R4/H28) の差分に応じて色の濃度で可視化。他のデータと重畳表示して確認が可能となる。

地形データの断面図の表示
断面図を下部に表示できるように設定。地番をなぞることで、傾斜や高さが判断できるようになる。

室蘭市が実際に業務で利用・公開されているデータです。是非実際に操作してみてください!! (クリックしてもアクセスできます。)



②更別村～農業用ドローン飛行、ロボットトラクター利用促進～

ユースケース取組内容:ドローン・ロボットトラクターの3D位置データを用い障害物やステークホルダーの抽出を行う。また、自動運転移動サービスの位置情報やH28台風排水被害データ等を取得し、3D可視化し村民に提供、村役場が情報センターで監視する。

政策・事業での活用:

- (1)・新たなドローン・ロボットトラクターの運行計画作成検討に活用
- (2)・更別住民ポータルや3D都市モデル操作説明資料を作成、操作説明会の実施

Q. 取組の経緯を教えてください

A. H28年度の台風被害により農作物へ莫大な被害が生じました。農業の復興や少人力化を目的として、農業用ドローン等を用いた農業散布等を検討しました。スーパーシティ構想等の活用を検討していましたが、不採択となったことから国交省等による伴走支援制度が活用可能な都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を活用しました。

Q. 導入したことによる利点を教えてください。

A. 3D都市モデルを作成することで、従来の平面地図よりも視認性が向上することで利用が容易となり幅広い住民の方が利用可能となり、住民の皆様にとって利便性が向上するものと考えています。

KPI (目標達成のための具体的な行動指標) :

- (1)住民へのアンケートで農業分野における「活用への期待」等の項目における住民の「満足度」
- (2)住民アンケートで「画面の見やすさ」等の項目における住民の「満足度」

目標設定:

- (1)25%以上(R4年度)、(2)50%以上(R4年度)

達成状況:

- (1)88%(2)88%

事業費計:9,748万(うち令和4年度 5,748万円)

■ ユースケース開発成果イメージ図



ドローン運航履歴/計画の表示

運行履歴と運行計画を管理可能なシステムを構築。森林、建物の高さも視認でき合意形成等でも利用可能。

トラクターの運航履歴/計画の表示

運行履歴と運行計画を管理可能なシステムを構築。ロボットトラクター導入時の計画検討等でも利用可能。

データ連携基盤のユーザーインターフェース→

← 農業用ドローン飛行、ロボットトラクター利用促進

■ ユースケース開発成果イメージ図



通行止め情報の表示

通行止め情報を表示。これまでは防災放送のみでの対応だったものの、地図上で案内することで住民の認識が向上。

過去の浸水状況の表示

平成28年の台風による畑の滞水・冠水被害箇所について表示。今後の農業の参考に役立てることが可能。

その他市町村の事例についてもHPに多数紹介されています。詳細は[PLATEAUウェブサイト](#)、[都市空間情報デジタル基盤構築支援事業\(PLATEAU補助制度\)ポータル](#)をご参照ください。



←PLATEAUポータルサイト(クリックしてもアクセスできます。)

PLATEAU補助制度取組事例集(クリックしてもアクセスできます。室蘭市は39p～41p、更別村は42p～47p)→



国土交通省では今回紹介した他にも、まちづくりに関する各種補助事業等を実施しています。ご相談等がありましたら、ぜひ北海道開発局事業振興部都市住宅課までご連絡ください。

建築物バリアフリー化推進のための 補助制度の紹介

バリアフリー政策について、国土交通省では総合政策局バリアフリー政策課において、バリアフリー法に基づく基本構想や移動円滑化促進方針の策定を促進するとともに、各局においてそれぞれの所管部門のバリアフリー化を補助制度等で進めているところです。

具体的な事例として、住宅局で実施している建築物のバリアフリー化の補助事業を紹介させていただきます。

まず、建築物でバリアフリー対応が必要となるバリアフリー法及び整備内容の概要について紹介させていただきます、最後に補助事業の概要を紹介させていただきます。

○バリアフリー法（建築物分野）の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1
又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保
・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※条例により、必要な事項の付加可。
※500㎡未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保
・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

○建築物移動等円滑化基準(義務基準)、建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の例

トイレ

- 車椅子使用者用便房の数**
 ・義務基準: 建物に1つ以上
 ・誘導基準: トイレを設ける階ごとに2%以上(当該階の便房数が200超の場合1%+2以上)
- オストメイト対応便房の数**
 ・義務基準: 建物に1つ以上
 ・誘導基準: 各階に1つ以上
- 低リップ小便器等の数**
 ・義務基準: 建物に1つ以上
 ・誘導基準: 各階に1つ以上



駐車場

- 車椅子使用者用駐車施設の数**
 ・義務基準: 1つ以上
 ・誘導基準: 2%以上(全駐車台数が200超の場合1%+2以上)
- 車椅子使用者用駐車施設の義務基準**
 ・幅350cm以上。
 ・利用居室からの経路ができるだけ短くなる位置に設ける。

<条例で基準を強化している例>

- 横浜市
 - ・機械式を除いた駐車台数の1%以上の車椅子使用者用駐車施設(奥行き600cm以上)を設ける
- 京都府
 - ・車椅子使用者用駐車施設の数は誘導基準と同様(機械式以外の台数を上限)



劇場等の客席

R4.3.31公布
R4.10.1施行

- 車椅子使用者用客席の数**
 ・誘導基準:
 総客席数が
 200以下: 2%以上
 200超2,000以下: 1%+2以上
 2,000超: 0.75%+7以上
- 車椅子使用者用客席の誘導基準**
 ・幅90cm × 奥行120cm以上で区画された、平らな床
 ・同伴者用の客席又はスペースを隣接して設置
 ・客席総数200超の場合には、2か所以上に分散して配置
 ・舞台等を容易に視認できる構造(サイトラインの確保)



○建築物のバリアフリーガイドライン(建築設計標準)

- 通路や駐車場、トイレ、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準、設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法、管理運営上の配慮事項等をガイドラインとしてまとめています。
- 行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階、管理運営時に広く活用されています。



掲載例

【写真】



直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する便房(大型ベッド付)

○小規模店舗等のバリアフリー改修への支援制度

【事業名:バリアフリー環境整備促進事業】

国土交通省では社会資本整備総合交付金により、既存建築物に対するバリアフリー改修を実施する場合の支援を行っています。主な内容は以下の記載を参考として下さい。なお、北海道内では札幌市で民間のバリアフリー改修工事に対する補助を受け付けています。

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者：地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率：1/3を国費で支援 **(民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の創設が必要))**

補助対象地域(以下のいずれか)

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤**バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域**

支援概要

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■**既存建築物バリアフリー改修事業**

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

【補助対象】

○バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子利用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・**集団補聴設備の設置** など



トイレのバリアフリー化

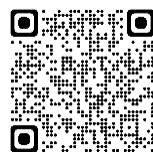
スロープの設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置

集団補聴設備の設置

以下バーコードの、北海道開発局HPにも概要を掲載しています。詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱等をご参照下さい。(クリックしてもアクセスできます。)



←北海道開発局HP(バリアフリー環境整備促進事業)



社会資本整備総合交付金→

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業

札幌市では、障がいのある方や高齢の方などが、安全で快適に利用できるバリアフリー整備のためのバリアフリー改修費用の一部を補助しています。詳細はQRコードより参照して下さい。(QRコードをクリックしてもアクセスできます。)



